



消費者トラブルの紹介

札幌市消費者センターに寄せられる消費生活相談総件数は、平成30年度から令和3年度まで減少傾向にあります。しかし、年齢別契約者で比較すると、依然として「60歳代以上」の相談が高い割合を占めており、引き続き注意が必要です。

『保険で自宅が直せる』と勧誘する高額な保険金申請サポートに注意!!



このような手口に
注意!!

ボランティア活動だと信じていたのに 強引に貴金属を出すよう要求された



「『火災保険で家を直せるので保険申請のサポートをします』と事業者が訪問してきたので契約したが、高額なサポート料を請求された」との相談。保険金の請求は加入者自身で行えます。「保険が使える」と言われたら、まずは加入している損害保険会社や損害保険代理店に相談しましょう。

「屋根や壁の傷みが広がらないうちに」などと急かされてもすぐに契約せず、火災保険申請サポート料や解約料等についてよく確認しましょう。

「『貧困者支援のボランティア活動のため、未使用の食器や衣類を集めている』と電話があった。しかし、訪問者は、『金の指輪はないか』と室内に上がり込もうとした。」との相談。「被災者支援のため」「貧しい子どもたちのため」を理由に不用品の買取りをすると言って訪問し、貴金属を要求するといった手口が横行しています。勧誘電話には安易に応じないようにしましょう。

参考：札幌市消費者センター発行『みまもり通信』

トラブルに遭った場合は

札幌市消費者センター（☎728-2121）
消費者ホットライン（全国共通☎188）

裏面もご覧ください ➔

令和5年度第2回 管理者サロンが開催されました！

令和6年1月19日、地域の居宅介護支援事業所ケアマネジャーの皆様と、支援業務や事業所運営の現状を報告、意見交換しました。

昨今の災害状況を受けて、災害時利用者様の安全を確保できるようどのように体制を整えるべきか、議論がなされました。

災害時の連絡体制や、事業所間で派遣の調整など、事業所の垣根を超えた体制づくりが必要であること、災害時円滑に支援ができるよう、他職種とも連携が必要であることなど、活発な意見交換がなされました。



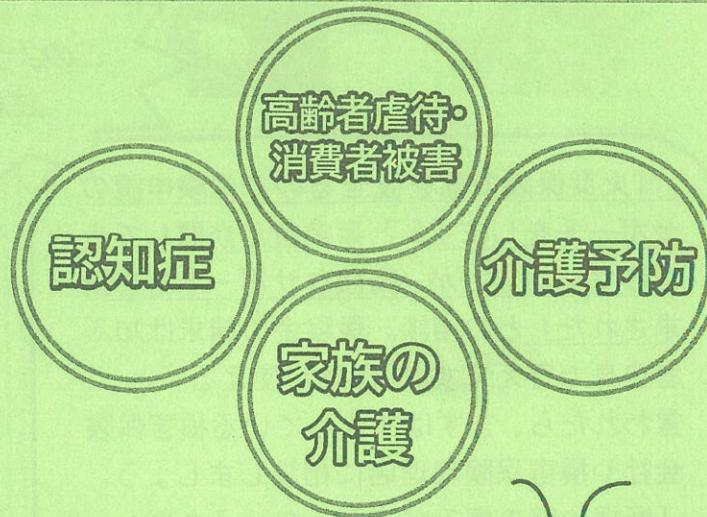
また、今年4月の介護保険法の法改正を見据えて、業務内容など改めて確認することができました。

今後も皆様が地域で安全に暮らせるよう、地域全体で考えていきます。



災害時に備えて、どのような準備が必要？
安否確認の連絡体制は？など…

- 地域包括支援センターは、介護保険法により創設され、札幌市の委託を受け運営を行っている高齢者の方の相談センターです。
- 介護保険のことでの分からないことがあります、地域包括支援センターでも相談が可能です。必要があれば、各種サービスや制度を提案し、に向けて調整を行います。
- 電話、来所、ご自宅への訪問によりご相談に応じます。相談料は無料です。どうぞお気軽にご相談ください。



札幌市東区第3 地域包括支援センター

TEL 011-722-4165

〒007-0845 札幌市東区北45条東15丁目3-15 サンシャインビル2F

FAX 011-731-1665 営業時間 8:45~17:15(平日) 担当地区 栄西・栄東・丘珠

